

(仮称) SAKURA まちめぐりフェス～未来へつなぐ甲突川千本桜～
開催等業務委託仕様書（案）

(1)委託業務名

(仮称) SAKURA まちめぐりフェス～未来へつなぐ甲突川千本桜～開催等業務委託

(2)業務の目的

本業務は、甲突川千本桜再生プロジェクト（以下、本プロジェクトという。）の一環として、地元事業者等との連携のもと、甲突川緑地等を活用したイベントを開催することで、本プロジェクトの認知度向上や理解促進、機運醸成等を図るとともに、「緑地（甲突川緑地）×水辺（甲突川）×まち（鹿児島中央駅地区、いづろ・天文館地区）」の回遊性向上及び一体的活用を図り、まち全体の新たなにぎわい創出へとつなげることを目的とするものである。

■「甲突川千本桜再生プロジェクト」とは

市内有数のお花見スポットとして多くの市民に親しまれている甲突川河畔の桜並木は、昭和50年代に「公益社団法人 鹿児島青年会議所」が中心となり、「市民の憩いの場を作ろう」という思いのもと、地域住民など様々な方々の協力を得て、甲突川河畔に「千本の桜」を植樹したことがきっかけとなっている。

しかし、植樹から約50年が経過し、桜全体の老木化や病虫害被害等の影響を受け、千本桜の衰退や生育不良による倒木等の危険性が懸念されている。

そこで、歴史ある千本桜の再生を行い、新たな桜の名所として甲突川河畔の魅力をさらに高めるとともに、緑地空間の充実を含めた環境整備を進めることで、通年にわたるにぎわいを創出し、まち全体の活力向上へと繋げることを目的とし、再整備の方針等について定めたものが、「甲突川千本桜再生プロジェクト」である。

本プロジェクトの詳細については、以下を参照すること。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kensetu/kensetukanri/kouenryokuka/sennbonnazakura/sakura-project.html>

(3)委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(4) イベント内容

① プレイベントの実施

本プロジェクトの趣旨に賛同し、継続的な連携意欲のある地元事業者等と連携し、『緑地（甲突川緑地）×水辺（甲突川）×まち（鹿児島中央駅地区、いづろ・天文館地区）』の回遊性向上及び一体的活用による、まち全体の新たなにぎわい創出を目的としたイベントの実施。

■実施場所

甲突川左岸緑地・右岸緑地、甲突川、鹿児島中央駅地区、いづろ・天文館地区を活用すること。

■開催期間

令和9年3月1日（月）～3月28日（日）

■開催時間

企画提案競技における提案内容を受け、決定するものとする。

ただし、甲突川緑地の利用可能時間は10時～22時とする。※22時には完全撤収

② メインイベントの実施

プレイベントにより創出された回遊性や甲突川河畔への来訪機会を活かし、本プロジェクトの認知度向上や理解促進、機運醸成を図るとともに、甲突川河畔の魅力発信や更なるにぎわいの創出につながるイベントの実施。

■開催場所

以下のいずれかの場所を活用すること。

- ・甲突川左岸緑地（西田橋～天保山橋区間）
- ・甲突川右岸緑地（南洲橋～天保山橋区間（※甲突橋～新高橋区間を除く））

※甲突川左岸・右岸緑地については、出店制限エリアがあるため、仕様書の別紙2を確認すること。

※また、第2会場として、加治屋まちの杜公園を使用することも可。

■開催時期

令和9年3月27日（土）、3月28日（日）

■開催時間

企画提案競技における提案内容を受け、決定するものとする。

ただし、甲突川緑地の利用可能時間は10時～22時とする。※22時には完全撤収

(5) 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

① プレイベントの催し内容の検討・調整に係る業務

■本プロジェクトの趣旨に賛同し、継続的な連携意欲のある地元事業者等（商店街、飲食店、観光関連事業者、地域活動団体等）との連携体制及びイベント内容を検討し、調整を行うこと。なお、連携事業者及びイベント内容については、発注者と協議の上、決定するものとする。

■イベント内容には次の要素を盛り込むこと。

- ・『緑地（甲突川緑地）×水辺（甲突川）×まち（中央駅・いづろ天文館）』の回遊性向上及び一体的活用による、まち全体の新たなにぎわい創出につながる内容とすること。
- ・メインイベントへの誘客につながる要素を盛り込むとともに、本プロジェクトの認知度向上及び理解促進につながる内容を盛り込むこと。

【イベント内容（例）】※下記は一例であり、これに限らない。

■賑わい拠点と連携した同時イベントの開催

『千本桜』をキーワードにしたイベントを各拠点で開催。

■千本桜コラボ企画

地域の飲食店等と連携し、桜コラボ飯やコラボ商品などを提供。

■桜スタンプラリーの実施

「甲突川河畔→天文館→中央駅」を巡り、桜スタンプを集めるスタンプラリー

② メインイベントの催し内容の検討に係る業務

■オープニングセレモニーの内容を検討し、盛り込むこと。

■プレイベントにより創出された回遊性や甲突川河畔への来訪機会を活かし、本プロジェクトの認知度向上や理解促進、機運醸成を図るとともに、甲突川河畔の魅力発信や更なるにぎわいの創出につながる内容とすること。

■イベント内容には次の要素を盛り込むよう努めること。

- ・こどもから大人まで幅広い世代が楽しめる催し
- ・桜をテーマとした体験型コンテンツの催し
（例：さくら茶屋の設置、桜を使ったキャンドル作り体験など）
- ・昼夜問わず集客が見込める催し
- ・同時期に甲突川河畔で開催されるイベント等と連携し、甲突川河畔の滞在促進や周遊を促す催し
（甲突川河畔で開催されるイベントについては仕様書の別紙Ⅰを参照すること。）
- ・現在、本市が推進している西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクトの趣旨に沿った催し

③ プレイイベント及びメインイベントの設営に係る業務

- メインイベントにおいては、会場入口にイベント名を表示したゲートを設置すること。
- プレイイベント及びメインイベントにおいて、企画内容に基づき、必要なマップやプログラム、案内板等を作成すること。
- メインイベントにおいて、会場内の効率的かつ安全な導線に配慮しつつ、会場のレイアウト（案）を作成し、発注者と協議の上、当日の設営を行うこと。
- 雨天の場合も開催するため、雨天時の際のレイアウトも検討しておくこと。

④ プレイイベント及びメインイベントの運営に係る業務

- 運営に必要なスタッフを確保するとともに、統括責任者は、他のイベントを統括した経験のあるスタッフを配置すること。
- 業務ごとに責任者を配置することとし、当該責任者は、他のイベントで責任者を務めた経験がある、または類似イベントを行った経験があるスタッフとすること。
- スタッフは来場者に対して丁寧な応対を行い、安心して楽しめる運営を行うこと。

⑤ プレイイベント及びメインイベントの警備に係る業務

- メインイベント時は、多くの花見客や来場者が見込まれることから、必要に応じて、周辺道路等に看板や警備員等を配置し、円滑な交通誘導に努めること。
- 必要に応じて、会場内や夜間の警備を行うこと。
- 周辺には住宅地が多いため、騒音等に配慮すること。

⑥ プレイイベント及びメインイベントの安全管理に係る業務

- イベントの開催に当たっては、傷病者等が生じないよう安全管理に努めること。
- 万が一、傷病者が生じた際に、応急的な対応が行えるよう救急箱等の用具を備えるとともに、緊急を要するような傷病者が生じた際は、発注者と連携を図りながら、対応を行うこと。
- 緊急時の連絡体制を整えておくこと。

⑦ プレイイベント及びメインイベントの記録に係る業務

- 次年度以降の参考とするため、両イベントの様子を写真や図面等で記録し、報告書として、提出すること。
- プレイイベントの参加者数及びメインイベントの来場者数について、効率的な把握方法を検討した上で記録し、報告すること。
- 当イベントの目的である「緑地×水辺×まち」の回遊性向上及び一体的活用に

よる、まち全体の新たなにぎわい創出に向けて、イベントの実施結果をもとに、課題点や改善点、連携事業者からの意見等について、報告書としてまとめて提出すること。

⑧ プレイイベント及びメインイベントの広報に係る業務

- イベントの開催にあたり、チラシ・ポスターのレイアウトを作成すること。
- イベントの開催にあたり、本市が行う広報（チラシ・ポスターの配布（市内の中央地域に配布予定）、市広報紙・市 HP・市公式 SNS 等への掲載）とは別に、市内外に向けたより効果的な広報の仕方を検討し実施すること。

⑨ その他

- イベントに際し、公園（甲突川左岸・右岸緑地及び加治屋まちの杜公園）における出店については、鹿児島市公園条例に基づき、公園使用料が発生するため注意すること。（詳細は仕様書の別紙3を参照すること。）
 - イベントの実施に合わせ、寄附金募集開始に伴うセレモニーの実施を予定していることから、必要に応じ協力すること。
 - 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するものは、本業務委託費用に含むことはできないので、注意すること。
- 例）・各種取組の参加者（個別企業が参加者である場合を含む。）に対する
- 体験費、交流費、飲食費、販促品提供費
 - ・金券、クーポン券等の発行費
 - ・販促物（ノベルティ）の製作に係る経費

(6)業務体制

- ①受注者は、本業務の遂行を統括する統括責任者及び業務ごとの責任者（以下「業務責任者」という。）を定めること。
- ②統括責任者は、常に業務全体を把握するとともに、業務責任者及び業務従事者を指揮・監督し、業務の円滑な進捗に努めること。
- ③統括責任者及び業務責任者並びに業務従事者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する者とする。
- ④受注者は、企画提案書等に記載した統括責任者及び業務責任者を原則として変更できない。ただし、特段の事情があると認められる場合に限り、発注者と協議の上、同等以上の業務経験を有する者に変更できるものとする。

(7)業務の進行及び管理

- ①受注者は、正確かつ効率的に業務を行うため、本業務の着手に先立ち、発注者と協議の上、次の書類を提出すること。
 - ・実施及び工程計画書 1部
 - ・本業務の統括責任者及び業務責任者名簿 1部
(氏名、実務経験年数及び類似業務実績が分かるもの)
- ②本業務の実施に当たっては、随時発注者と協議を行い、業務を進めること。
また、受注者は、発注者や関係機関等と協議を行った場合、速やかに協議録を作成し、発注者に提出すること。
- ③協議資料等の作成した資料については、原則、電子データで提出すること。
- ④受注者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務を通じて知り得た秘密情報を、第三者へ漏えいしてはならない。なお、本業務委託契約が終了した後についても同様とする。

(8)スケジュール（予定）

令和9年3月1日～28日	プレイベント・メインイベントに係る広報・PR プレイベントの実施
3月27日、28日	メインイベントの実施
3月31日	実績報告書、請求書の提出（※期日厳守）

(9)成果品

- ・実績報告書（A4判・カラー・両面印刷） 1部
- ・上記報告書データ（CD-R等に保存） 1式
- ・その他、本業務のために必要なものとして作成した資料

(10)権利関係

- ①本業務に関する所有権、出版権及び著作権は、原則として全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。
- ②本業務に関する制作物が他者の所有権や著作権等を侵すことがないようにすること。
- ③本業務で使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(11)その他

- ①会場の借用申請やその他に新たな届出義務が発生した場合は、発注者に事前に連絡し、協議の上、対応すること。

- ②この仕様に定めがない場合でも、業務の運営上必要な事項が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、対応するものとする。
- ③疑義が生じた場合は、発注者と協議し対応すること。
- ④業務上取り扱う個人情報の取扱いは、取扱責任者を定め、秘密情報等の保護が図られるよう細心の注意を払うこと。

開催場所に関する注意事項

■甲突川緑地内には駐車場が無いため、公共交通機関の利用が主となることに留意すること。

■甲突川緑地内にある既存施設（石碑や武家屋敷など）は、原則使用禁止とする。

既存施設を使用した提案を行いたい場合は、事前に公園緑化課へ確認すること。

■高見橋～天保山橋区間の緑地において、花見時期（3月下旬～4月上旬・中旬）は、お花見やバーベキューの一般利用が可能となるため、注意すること。

なお、「高見橋～天保山橋区間」をイベント会場として使用する場合、使用場所については、イベント前日からイベント終了日の翌日まで、一般利用を制限することを可とする。

ただし、制限箇所は極力少なくし、一般利用者や花見客に配慮すること。

使用場所については、下記図Ⅰに記載している「出店制限エリア（詳細は仕様書の別紙2）」を確認の上、決定すること。

■例年、花見時期には甲突川河畔において様々な催し等が開催されるため、それぞれの利用者の支障とならないよう配慮すること。

なお、催し内容については、例年の開催状況を記載しており、今年度の予定ではないため注意すること。

- ・お花見、バーベキューの一般利用（時間 ⇒ ～22：00）
- ・屋台、キッチンカー出店（時間 ⇒ ～22：00）
- ・春の木市（時間 ⇒ 10：00～17：00）
- ・お花見クルーズ船の運航、SUP、カヤック体験



図Ⅰ：花見時期における甲突川河畔の利用状況等

出店制限エリアの詳細図

■ 出店制限エリア①



※使用範囲については、鹿児島市木市振興会との協議の上、決定とする。

■ 出店制限エリア③



■ 出店制限エリア②



公園使用に伴う留意事項

- ① イベントに際し、公園（甲突川左岸・右岸緑地及び加治屋まちの杜公園）における出店については、鹿児島市公園条例に基づき、使用料が発生するため注意すること。

※ 1 平方メートル 1 日につき 1 0 6 円（市公園条例別表第 2）

（内訳）

- ・ 仮設店舗等の占用に対して、1 平方メートル 1 日につき 6 円
- ・ 商行為による公園使用に対して、1 平方メートル 1 日につき 1 0 0 円

例）面積 1 0 m²の仮設店舗 3 店で 2 日間占用（設営日・撤去日含む）する場合

→ 1 0 m²× 3 店× 1 0 6 円× 2 日間 = 6, 3 6 0 円

※公園使用料については、事業計画やレイアウト図等を基に個別に計算し算出する。

※公園使用料は占用期間に対して前納することとし、一度納めた公園使用料は返還しない。

- ② 公園占用許可条件(別紙 4)の内容について、事前に確認を行うこと。
- ③ 公園内に電源はないため、必要な場合は受注者側で準備すること。
- また、受注者側で仮設電源の設置等を希望する場合は事前の協議が必要となるので、公園緑化課まで問い合わせること。
- ④ 給排水設備はないため、必要な場合は受注者側で準備することとし、公園からの給水や公園及びその周辺への排水は行わないこと。
- ⑤ ごみ（汁物処分含む）は分別して回収し、自己の責任で処分業者へ依頼し、廃棄すること。
- ⑥ 公園内トイレの清掃は、公園管理者が定期的の実施しているが、それ以上の清掃は必要に応じて受注者側で行うこと。
- ⑦ 公園施設・樹木等を傷つけないよう注意し、必要に応じて養生すること。
- ⑧ 音の出る行為や照明の設置は、近隣等への迷惑とならないよう、十分に配慮すること。
- ⑨ 火気を使用する際は、事前に所管の消防署への申請・協議を行い、その指導に従うこと。
- ⑩ イベント実施にあたって必要な各種許認可手続き（飲食提供に係る保健所への申請・協議等）については、受注者の責任において、事業開始までに完了させること。

公園占用許可条件

- ① 占用許可行為については、公園利用者及び通行人その他に迷惑・危害を与えないよう安全管理に十分留意すること。
- ② イベント等の全部又は一部において、公園利用者の個人情報（※）を収集しようとする行為を含まないこと。
※個人情報・・・特定の個人を識別することができる情報のこと
- ③ 準備等のために車両を乗り入れた場合は、作業終了後、すみやかに公園内から出すこと。
- ④ この許可行為に起因して公園管理者に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた時は、申請者の責任において損害を賠償し、紛争を解決すること。
- ⑤ 公園の占用許可証に記載されている内容及び条件に違反したとき、又は公園管理者において必要がある場合は、占用許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命じることがある。
なお、撤去改修等を命じたときは、指定日までに占用者の負担でこれを履行すること。
- ⑥ 占用物件の外観及び配置は、都市公園の風致、美観その他都市公園としての機能を害しないものとし、公園の構造及び公園利用上支障とならないよう維持管理すること。
なお、これらのことで公園管理者が指示したときはその指示に従うこと。
- ⑦ 期間満了、工事終了後の後始末は完全に処理し、占用箇所の原形復旧を行い、公園管理者に届け出ること。
ゴミ等については、終了後速やかに処理すること。
公園管理者が復旧箇所の修復等を命じたときは、速やかに改善を行うこと。
- ⑧ 周辺住民に配慮の上、公園を使用することとし、周辺住民に迷惑のかかるような音量は流さないこと。
- ⑨ 公園利用後は原形復旧を基本とし、利用完了後に公園管理者より復旧方法に関して指示があった場合、その指示に従うこと。
- ⑩ その他公園管理者の指示に従うこと。
- ⑪ 上記許可条件を十分に認識し、遵守すること。